

広島県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年六月十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道呉平谷線	呉市押込三丁目三六番一地先から 呉市押込三丁目三七番八地先まで	令和四年五月三〇日